

新型コロナウイルス感染症経済対策

～まだ申請していないかたへ～

町内の中小企業・個人事業者の皆さまへ

町独自支援金

申請受付は
1月15日まで

中小企業・個人事業者支援給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている町内の中小企業・個人事業者を支援するため、対象となる事業主に対して支援金を給付します。



給付金ホームページ
QRコード

【給付額】

一律 10 万円（1 事業主あたり 1 回、指定口座への振込となります。）

【申請期限】

令和 3 年 1 月 15 日(金)まで

【対 象】

- 以下すべてに該当する中小企業・個人事業者
- 町内に主たる事業所を有し、商工業を生業として営んでいること
- 新型コロナウイルス感染症による消費の落込みなどの影響により、町内事業所などにおける令和 2 年 1 月から 12 月までの任意の 1 か月の売上が前年同月比 20 パーセント以上減少していること
- 町内で 1 年以上事業を営んでおり、かつ今後 1 年以上事業を営む予定であること
- ※令和元年中に創業した場合や売上が一定期間に偏在している場合など、上記 QR コードから「よくある質問」をご確認ください。

【申請方法】

- 感染症拡大防止の観点のため、下記書類を、農林商工課まで原則「郵送」で提出してください。
- 申請書（役場ホームページからダウンロード可）
- 確定申告書類の控え（写し可）
- 申請月および申請月の前年同月の売上を証する書類*
- 履歴事項全部証明書の原本または写し（法人の場合）
- 本人確認書類の写し（個人の場合）
- ※売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類などの写しをご用意ください。

送付先 〒 367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
美里町役場 農林商工課
中小企業・個人事業者支援給付金担当あて

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133



健康ポイント事業

対象事業

地区対抗の歩数イベント

10月1日から12月31日にかけて、

地区対抗の歩数イベントを実施しています。

推奨歩数の達成率が一番高い行政区の参加者に景品を用意しています。

家族や地域の皆さまと楽しみながら歩数を増やし、健康維持を図りましょう！

行政区別の推奨歩数達成率は以下のとおりです。

残り 1 か月
頑張りましょう

推奨歩数

65歳以上 7,000歩

65歳未満 8,000歩

(集計期間：9月1日～30日)

行政区	9月	前月比	8月
根 木	36.17%	0.00%	36.17%
関	26.73%	▲2.76%	29.49%
南阿那志	30.08%	▲1.63%	31.71%
北阿那志	27.12%	3.39%	23.73%
小茂田	28.94%	▲5.53%	34.47%
下児玉	22.90%	▲2.29%	25.19%
北十条	38.00%	▲0.24%	38.24%
南十条	27.40%	▲3.27%	30.67%
沼 上	30.05%	▲2.59%	32.64%
広 木	23.84%	▲1.02%	24.86%
駒 衣	24.26%	▲2.70%	26.96%
木 部	23.08%	▲2.98%	26.06%

行政区	9月	前月比	8月
古 郡	27.91%	0.09%	27.82%
甘 粕	36.88%	0.00%	36.88%
中 里	25.81%	▲3.22%	29.03%
湯 析	25.00%	▲8.33%	33.33%
野 中	16.33%	▲1.67%	18.00%
小 栗	13.16%	▲8.46%	21.62%
猪 俣	25.42%	▲8.48%	33.90%
湯 本	25.93%	▲4.56%	30.49%
大 仏	18.02%	▲3.80%	21.82%
白 石	33.33%	4.34%	28.99%
円良田	38.00%	0.00%	38.00%

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

取り付けましたか？

設置は義務です 住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

「まさか！」の火事！ 住宅用火災警報器で助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、どこのご家庭でも起こりうることです。

万が一、火災が起きても火災警報器があれば、いち早く火災を発見し知らせてくれます。

火災警報器は、あなたやあなたの家族の命を守る大切なものです。

設置が必要な場所を確認しましょう！

設置が必要な場所は、「寝室」と 2 階に寝室がある場合は「階段」です。煙は階段を通じて上の階へと広がります。階段に設置をすれば、上階の部屋に煙が充満する前に警報が鳴り、早めの避難を促すことができます。

● 取付けが義務付けられているところ

● 取付けをおすすめするところ

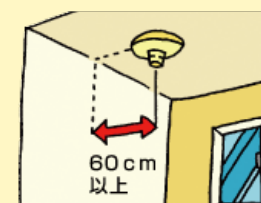


7㎡（4畳半）以上の居室が 5 以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。

取付位置にも基準があります！

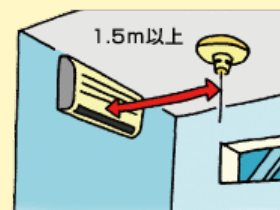
天井の場合（1）

通常の壁面からの取付位置は、火災警報器の中心を壁から 60cm 以上離します。



天井の場合（2）

エアコンなど吹き出し口付近の取付位置は、換気扇やエアコンの吹き出し口から 1.5m 以上離します。



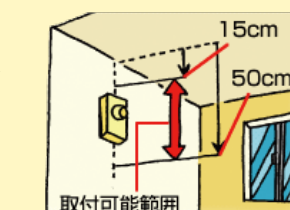
天井の場合（3）

梁などがある場合の取付位置は、火災警報器の中心を梁から 60cm 以上離します。



壁面の場合

天井から 15～50cm 以内に火災報知器の中心がくるように取付けます。



- ・既に設置されているお宅でも、10 年経過すると電池切れとなり、正常に作動しません。
- ・住宅用火災警報器は、ホームセンターや電器店で購入できます。悪質な訪問販売にご注意ください。

問合せ＝児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392